

## ○国立大学法人横浜国立大学公益通報者の保護に関する規則

(平成 18 年 4 月 13 日規則第 76 号)

**改正** 平成 21 年 3 月 31 日規則第 65 号 平成 22 年 6 月 30 日規則第 79 号  
平成 25 年 3 月 28 日規則第 52 号 平成 27 年 4 月 1 日規則第 35 号  
平成 28 年 3 月 30 日規則第 38 号 平成 30 年 3 月 29 日規則第 47 号  
平成 31 年 3 月 26 日規則第 35 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号)の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学(以下「本学」という。)の教職員等からの法令違反行為等に関する相談又は公益通報の適正な仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守の徹底に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「公益通報」とは、本学の教職員等が、不正の目的でなく、本学又は本学の役員、教職員について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(2) 「通報者」とは、公益通報を行った教職員等をいう。

(公益通報者保護責任者)

第 3 条 本学に公益通報者保護責任者(以下「保護責任者」という。)を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 保護責任者は、本学における通報者の保護に関する事務を総括する任に当たる。

(通報窓口及び相談窓口)

第 4 条 教職員等からの公益通報を受け付ける窓口を総務企画部総務企画課に設置する。

2 法令違反行為に該当するか否かを確認する等の相談に応じる窓口を次の場所に設置する。

(1) 総務企画部

(2) 財務部

(3) 学務部

(4) 施設部

(5) 研究・学術情報部

(通報等の方法)

第 5 条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とする。

(窓口の利用者)

第 6 条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、本学の教職員(退職者及び派遣労働者を含む。)及び本学の取引事業者の労働者とする。

(調査)

第7条 公益通報された事項に関する事実関係の調査は、事案の内容等に応じて、保護責任者が指名する教職員が行う。

2 前項の調査に当たる教職員は、調査する内容によって、関係の教職員からなる調査委員会を設置することができる。

(協力義務)

第8条 教職員は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査責任者又は調査委員会に協力しなければならない。

(是正措置)

第9条 保護責任者は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(懲戒)

第10条 学長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、国立大学法人横浜国立大学教職員就業規則(平成16年規則101号。以下「教職員就業規則」という。)に従って、懲戒等を行うことができる。

(通報者等の保護)

第11条 本学は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 保護責任者は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

3 学長は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行った者(通報者等の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、教職員就業規則に従って懲戒等を行うことができる。

(秘密保持)

第12条 本学及び本規則に定める業務に携わる者は、当事者の人権を尊重するとともに、公益通報された内容及び調査で知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 学長は、前項の規定に違反した教職員に対し、教職員就業規則に従って、懲戒等を行うことができる。

(通知)

第13条 保護責任者は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第14条 通報者は、虚偽の通報及び他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。

2 学長は、前項の通報を行った者に対し、教職員就業規則に従って、懲戒等を行うことができる。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第15条 第4条に規定する窓口の担当者に限らず、相談又は通報を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む。)は、本規則に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(事務)

第16条 公益通報者の保護に関する事務は、総務企画部人事・労務課の協力を得て、総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、本学における公益通報者の保護に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月13日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日規則第65号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日規則第79号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日規則第52号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日規則第35号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第38号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日規則第47号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日規則第35号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。